

高齢者医療制度に関する
Q&A
追加Ⅱ

平成 18 年 12 月 4 日

※今後、逐次、加除修正を行う予定

(問1) 公平委員会の設置について

1. 公平委員会は必置であるのか。
2. 設置する場合には規約で定めるのか、条例で定めるのか。

(答)

- 1 公平委員会は必置であるが、必ずしも広域連合におく必要はなく、他の地方公共団体との共同設置や他の地方公共団体の人事委員会への事務委託も可能である。
- 2 広域連合に設置する場合には広域連合の条例で定める必要がある。委託または共同設置する場合には、地方公共団体と広域連合間で地方公務員法第7条第4項に係る規約を定めることとなる。いずれも、地方公務員法第7条を参照されたい。

(問2) 広域連合長が選出されるまでの間、職務執行者を置く場合、規約の附則に定めなければならないのか。それとも規定するのであれば規約の附則によることとなるのか。

(答)

職務執行者については、地方自治法施行令第1条の2若しくは同218条の2によるものであり、具体的には関係地方公共団体の長が協議によって定めるか、若しくは広域連合の規約に定めることとなる。

(問3) 選挙管理委員について、地方自治法第182条には、委員の欠員に備え、補充員に係る規定を置いているが、モデル規約においては、これに相当する規定が置かれていない。補充員に係る規定を置く必要がないということであれば、その理由についてご教示されたい。

(答)

既存の広域連合規約の例を踏まえ、モデル規約においては記載していないが、規定を置くかどうかの判断は地域の実情に応じて行っていただきたい。

(問4-1) 広域連合議会を構成団体の議会の議員により構成することとし、市議会議長会・町村議長会の推薦又は関係市町村の議員の定数の〇分の1以上の推薦のあった者を候補者とする旨規約に規定した場合において、議員の定数と同数の立候補者しかなかった場合、指名推選の方法によることもなく、広域連合において当選人の決定をし、各構成団体の議会に対して、選挙を行わない旨の通知と当選人の決定通知を併せて行うことは可能か。

(問4-2) 上記の処理が可能であるとすれば、議会における選挙に関し、「地方自治法118条の例による」旨の規定の扱いはどうなるのか。定数を超える候補者のある場合が当然想定されるので、118条の例による旨の規定は必要と解するが、その規定を置きながら、投票や指名推選によることなく当選人を決定することに問題はないのか。

(答)

(4-1) 規則等で定めることにより可能である。

(4-2) 「地方自治法第118条の例による」旨の規定を定めた場合には、投票又は指名推選によることとなり、(4-1)のような取扱いをすることはできない。

(問5) モデル規約第8条【例2】においては、構成団体の議会ごとに議員数を割り振り、当該議会において投票により選挙する方法が示されている。同条第2項において、地方自治法第118条第1項の例によるとされているが、各関係市町村の議会において、複数人(例えば2人)を選出することとした場合、同項の規定を適用すると、最多得票数の者が当選人となり、定数に達しないこととなるのではないか。公選法第95条の準用規定を除外する必要があるのではないか。

(答)

公選法第95条の準用規定においては、選挙すべき者の数をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票(法定得票数)がある者の中から得票順に当選人を定めるものである。

(問6) 下記(案1)及び(案2)のような規約の定め方は可能か。

(案1)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。

2 前項ただし書きに規定する任期は、その職を再任された場合は当該任期が継続したものとみなす。

(案2)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期によるものとする。この場合において、当該任期の満了後にその職を再任されたときは、当該任期が継続されたものとみなす。

(答)

地方自治法第291条の5第2項の規定により、「広域連合の選挙人が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の長が投票によりこれを選挙する。」とあることから、何ら手続を要さない広域連合長の任期の継続は認められない。

(問7) 連合設立に際して公平委員会や非常勤職員の公務災害に関する組合等、地方自治法第252条の7の規定による事務の共同処理に関しての手続きが必要になる。

この手続きについて、知事の設置許可日と広域連合設立日が異なる場合、広域連合設立前に、たとえば県知事の許可を以って市町村議会の議決を得ることは可能か。

(答)

機関等の共同設置を行うことができるのは、「普通地方公共団体(地方自治法第二百九十二条により広域連合)」であるため、広域連合が設立されていない段階では、共同設置に係る市町村議会の議決を行うことはできない。

(問8) 広域連合設立日に連合長選挙を行うが、すべての首長が一同に会することが困難であるため、郵送投票も認めることとした場合に、投票日前日に連合事務局へ到達した分のみを有効とし、投票日に、当日の投票分と合わせて開票するという手法をとることは可能か。

郵送投票が実際には広域連合設立前に行われることになるため、このような手法は無効なものとなるのか。仮にこうした手法を取れないとなると、設立後最初の広域連合長選挙は、投票所における投票以外の方法は取れないという結果となるのか。

(答)

広域連合長選挙については、広域連合設立後、規約が施行されていなければ行うことができない。

(問9) 地方自治法上、普通地方公共団体はその議員や長に対し報酬又は給料を支給しなければならないこととされており、広域連合については同法第292条によりこの規定を準用すると思われるが、「後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のもの」の報酬及び費用弁償に関する条例」や「後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例」で広域連合長や議会議員等に報酬を支給しないことと、又は、報酬に関する規定を置かないこととすることは地方自治法上可能か。

(答)

広域連合長は構成団体の首長がなっており、かつ広域連合長は非常勤であるということが前提であるが、広域連合長については、「特別職の職員の給与に関する法律」第14条の趣旨に基づき、条例において支給しない旨を定めることにより報酬を支給しないことは可能である。

また、広域連合議会議員は関係市町村議会議員から選出されていることが前提であるが、両者は非常勤であるため、それぞれの報酬を支給することになる。

(問10) 規約で議員の定数等を定めて選挙を実施するが、選挙がしばらく実施できない市町村が存在する。

このように、一部の市町村に割り当ての議員が選出されていない段階で、広域連合議会を招集することは可能か。(議会の定足数(過半数)を満たしていれば可能か)

(答)

実際に存在している議員が当該議会の議員定数の半数以上あれば、議会を招集することは可能である。

(問 1 1) 平成 18 年 9 月 22 日付高齢者医療制度に関する Q & A 追加 I 問 29 では、既存の広域連合の広域計画を参考されたいとありますが、広域計画の期間は市町村基本計画と同様に 5 年の期間となっている。

一方、保険料の見直しは 2 年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬとされている。

介護保険法では、在宅介護保険計画と保険料見直しはリンクしているわけであるが、後期高齢者医療広域連合の広域計画と保険料については、リンクさせる必要はないのか？

(答)

広域計画の期間は広域連合にて定めるものである。また、広域計画とは、事務処理の方法、広域連合及び広域連合を組織する地方公共団体がそれぞれ処理すべき事務、財政負担に関する事項等が相互に関連付けられて記載されるものであることを踏まえ、保険料算定との整合性についても広域連合において判断されたい。

(問 1 2) モデル規約第 15 条第 3 項で「……………、関係市町村の選挙権を有する者で……………」とありますが、この関係市町村の選挙権を有する者とは、関係市町村の何の選挙を指すのか。

(答)

関係市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者である。

(問 1 3) 平成 18 年度中に広域連合を設立し、自治法の改正を見越して「会計管理者」という名称の会計事務を司る職員を置くときに、附則の記載は必要か。

(答)

平成 19 年 4 月前に会計事務を司る職員を置く場合には、「収入役」を設置することが適当であると考えられる。この場合には、地方自治法の一部を改正する法律附則第 3 条の規定により、任期を満了するまで在職することとなる。

もしくは、モデル規約に示したとおり、平成 19 年 4 月 1 日付けにて会計管理者を置くこととなる。

(問 1 4) 連合長・連合議員の選挙方法について、広域連合以外で執行できる方法はあるのか（他機関への委託等）。

(答)

選挙事務を他の地方公共団体に委託することは可能であるが、地方自治法第 291 条の 5 に定められた選挙の方法によることとなる。

(問15) 地方自治法施行令第218条の2の規約による特別の定めについては

① 組合の設置については、全くの新規だろうが、既存の組合の廃存の組合の廃置分合だろうが、規約で特別の定めをすることができる。

② 地方自治法施行令第218条の2の規約による定めは、既存の組合の廃置分合の場合に施行令第1条の2に類似した形となるが、その場合、規約で長以外の者（一般職の者等）でも職務執行者とすることができる（第1条の2では、長しか職務執行者になれない）

のいずれか。

(答)

①、②ともにお見込みの通り。

(問16) 広域連合長選挙の投票の方法に関して、公職選挙法における投票である、秘密、単記、かつ、原則として自書及び投票所における投票によるほか、特別の手続きを規定することは可能か。例えば、投票用紙に全候補者名を記載し、○印を付ける方法をとることは可能か。

(答)

投票の方法については、地方自治法第291条の4第1項第7号及び第8号において、規約で定める事項とされていることから、各地域の実情に応じて判断していただきたい。

(問17) 地方自治法第2条第4項において、地方公共団体は議会の議決を経て基本構想を定める旨を規定している。一方、同法第291条の7第1項において、広域連合は広域連合の議会の議決を経て広域計画を作成する旨を規定している。この場合、地方自治法第2条第4項の規定は準用されないと理解してよいか。

(答)

お見込みの通り。

(問18) 広域連合の職員構成について、いわゆるプロパー職員を全く置かず、市町村等からの派遣職員のみとして差し支えないか。

(答)

差し支えない。

(問19) 市町村が平成19年度に特別会計を設置する必要があるのか。20年度設置で足りるのか。

(答)

市町村の特別会計については、平成20年度の設置を想定している。

(問20) モデル規約第17条関係で、介護保険広域連合では、地方債を収入に充てている場合があるが、後期高齢者医療広域連合では必要ないのか。また、介護保険広域連合では、どのような事業で地方債を活用する計画なのか。

(答)

災害復旧や事務所の建設費等に充てるため、法的には地方債を起債収入とすることができるが、後期高齢者医療広域連合では、財政の安定化の阻害要因となる可能性があるため、地方債を収入に充てることを想定していない。

(問21) 設立準備委員会の予算は、一応平成19年3月まで設立準備委員会が存続することを前提に予算措置を講じている。広域連合が平成19年2月1日に設立された場合返還金が生じてくるが、これを平成18年度広域連合予算に係る市町村の負担金と相殺することは法的に可能か。

(答)

設立準備委員会規約において、「本会は、広域連合設立後すみやかに解散し、所有する財産等を当該広域連合に引き継ぐ」等の解散等の規定があれば、それに従い、精算残金を返還せずに引き継ぐことができる。

その規約の規定がない場合は、精算後、各市町村へ残金を返還し、新たに広域連合として各市町村から負担金を徴収する必要がある。

(問22) 広域連合の一般会計の剰余金は財政調整積立金として積み立てておくべきであるのか(厚生労働省が示した広域連合設立時における条例制定一覧には、財政調整積立基金条例が例示されていないが、地方財政法(昭和23年法律第109号)第7条第1項の規定により、地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないことになっている。)。それとも、翌年度に繰り越すべきであるのか。あるいは、年度ごとに精算すべきものなのか。年度ごとに精算する場合、翌年度の負担金と相殺することは差し支えないか。

(答)

地方自治法第233条の2(歳計剰余金)、241条(基金)、地方財政法第7条(剰余金)の規定により、①翌年度に繰り越す ②基金として積み立てることができると考えている。

なお、年度ごとに剰余金を各市町村へ返還する等の精算をする規定はなく、翌年度に繰越金ができることにより、結果として、各市町村の負担金が減額となることは考えられる。

(問23) 高齢者医療確保法第99条第1項の規定により低所得者に対して減額した保険料の総額及び同条第2項の規定により被扶養者であった者に対して減額した保険料の総額を基礎として算定した繰入金(市町村の一般会計から特別会計への繰入金)は、県が負担することとなる金額相当分(繰入金の4分の3相当額)を含めて繰り入れることとし、当該県の負担金は、市町村の一般会計の歳入で受けることとなるのか。それとも、市町村の一般会計から特別会計への繰入金は市町村が負担すべき4分の1だけとし、県の負担金(繰入金の4分の3相当額)は、市町村の特別会計の歳入で受けるものであるのか。

(答)

高齢者医療確保法第99条により、減額した総額を市町村の一般会計から市町村特別会計へ繰り入れることとし、その繰入額の4分の3相当額を、県負担金として市町村の一般会計の歳入として受けることとなる。

(問24) 平成18年7月18日付高齢者医療制度に関するQ&A問27において、「平成20年3月診療分は老人保健制度で平成20年度分として取扱う」との回答であるが、後期高齢者医療制度においても平成20年度は診療月4月～2月の11ヶ月分、翌年度以降は診療月3月～2月分として取扱いをしてよろしいか。

(答)

お見込みの通り。

(問25) 制度施行時に老人保健から後期高齢者医療に移行する者について、一部負担金の割合(高額療養における低所得の判定を含む。)や、特定疾病の認定について、対象者から新たに届出等をしてもらい、再判定等を行うこととなるのか。

(答)

老人保健制度における市町村長の各判定及び認定については、広域連合が行ったものとみなし、制度施行時に引き継ぐこととするので、新たな届出等は必要としない。

具体的には、一部負担金の割合、一部負担金の減免認定、高額療養費における限度額適用・標準負担額減額認定及び特定疾病の認定等が考えられる。

また、各判定等は新たに行う必要はないが、老人保健における認定証等は市町村が回収し、広域連合より新たな証を発行する必要がある。その際、市町村は各届出等の情報を広域連合に提供する必要がある。

(問26) 75歳到達により、後期高齢者医療の被保険者となるが、本人からの届出が必要なのか、市町村からの情報により、広域連合が職権で資格取得させ、被保険者証を職権交付してよいのか。

(答)

広域連合は、公簿等によって被保険者であることを確認できれば、75歳到達の届出を省略させることができ、被保険者証を職権交付することができるよう、今後、省令等で定める予定である。

(問27) 資格取得、喪失の届出書類等の原本は、広域連合で整理・保管することになると思われるが、受付を行った市町村は当該書類の控えを残す必要があるか。

(答)

届出書類等については広域連合で保管することが原則であるが、当該控えを市町村で保管することについては各広域連合及び市町村において判断されたい。

(問28) 窓口業務は市町村業務であるとあるが、例えば保険料の減免申請のような場合、窓口ではあくまで申請書の受領だけで、その後の対応は全て広域連合で行うこととなるのか。

(答)

市町村において、照会・相談業務を行うことが考えられる。

(問29) 保険料の徴収(普通徴収)に係る問題として、県外転居が発生したときは保険料率の変更があるため、月割精算が行われると思うが、県内転居の場合保険料率等の変更はなく、納入先の市町村が変更になるだけだと思うが市町村ごとに条例で納期を定めることとなるため、例えば転出元市町村で既に全期分保険料の納付が終了した後で、他市町村へ転出したような場合それぞれの市町村で精算しなければならないのでしょうか。

(答)

お見込みのとおり。

(問30) 離島等の特例を適用し不均一保険料を設定した場合の広域連合均一保険料との差額については、国などの財源補填があるのか、他の被保険者の保険料で補填するのいずれでしょうか。

※ 7月10日の説明会資料P96によれば、医療費の地域格差の特例(経過措置)については、均一保険料との差額を国と県が1/2ずつ負担することが記載されているが、離島等の特例(恒久措置)については特に記載がない。

(答)

保険料で賄うことになる。

(問31) 広域連合が保険料関係業務を国保連合会に委託する場合、市町村が有する所得に関する個人情報を、国保連合会に提供することが可能か。

(答)

国保連合会では市町村から国保事務の一部の業務を委託されており、その中で市町村から所得情報の提供を受けている。さらに今回の改正において、年金からの保険料の特別徴収は国保連合会を経由して個人情報の授受を行うこととされており、また高齢者医療確保法第167条第2項第2号により罰則規定も担保されている。よって、委託先の国保連合会への所得情報の提供は可能である。

(問32) 賦課決定通知書の送付は広域連合の事務であり、納入通知書の送付は市町村事務となる。通常、納入通知書に記載する納期は市町村の条例で定めることとなっているが、各市町村で異なる納期の設定になってもよいのか。

また、市町村ごとに異なる納期を設定した場合、

- ① 賦課決定通知書に記載する保険料額は、期別の保険料額を記載すべきなのか、保険料額の合計の金額だけを記載すべきなのかいずれか。
- ② 督促手数料も市町村条例に基づくため、取扱いが異なることとなってもよいのか。

(答)

市町村毎に納期が異なることは、法的には問題ない。

- ①については、当該年度に係る賦課した保険料を記載することとなる。
- ②については、取扱いが異なることとなってよい。

(問33) 後期高齢者医療制度にも低所得者対策として7割、5割の減額制度が適用されるが、一方、社会保険の被扶養者であった者については5割の減額賦課が予定されている。この2種の減額制度について、低所得に係る7割、5割の減額者が同時に社保の被扶養者でもある場合があり得る(他世帯での扶養等)。この2種の減額制度に重複して対象となる者について、減額事由としてどちらの減額制度を優先させるべきか。

(答)

所得判定による軽減を優先させて対象とし、所得判定2割軽減該当者又は所得軽減非該当者であって被扶養者であったものに関しては、被扶養者の保険料5割軽減を適用するものと考えている。

(問34) 所得情報、住基情報等の個人情報扱うにあたり、法的な整備、指針を示してもらいたい。

住基・税情報をLGWANに接続することには、セキュリティ面・法律面からみて問題はないのか。問題がないのであればその旨を文書で示していただきたい。

(答)

「後期高齢者医療制度の実施に伴う準備業務等に当たっての留意事項について」(平成18年9月13日保総発第0913001号都道府県・指定都市老人保健主管部(局)長あて厚生労働省保険局総務課長通知)の3において広域連合への情報提供に関する市町村の対応を明記している。

また、「地方公共団体における個人情報保護対策について」(平成15年6月16日総行情第91号各都道府県知事・各指定都市市長あて総務省政策統括官通知)並びに「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(平成18年9月29日総務省全部改定)において法的な整備及び指針を示している。(総務省ホームページを参照願いたい)

なお、広域連合と各市町村を接続するネットワーク種別はLGWANを前提としているが、広域連合等の判断によりLGWAN以外の回線種別(専用線、広域イーサネット等)を利用する場合は、LGWAN相当のセキュリティを確保できるよう検討していただく必要がある。

また、LGWANのセキュリティ面については、(財)地方自治情報センター(LASDEC)のホームページ「<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/>」のLGWANにある「総合行政ネットワークASP基本綱領」等を参照されたい。

(問35) 広域連合と市町村間は基本的にLGWANで接続することになっているが、各市町村間及び広域連合で共有する「広域連合電算システム(国で提供)」は通常のLGWANでの接続が可能なのか、それともLGWAN-ASPサービスでの対応になるのか。

(答)

広域連合電算処理システムにおいては、LGWAN-ASP(LGWANのドメイン名を付与したサーバによって地方公共団体にサービスを提供するものをいう。)として、市町村にサービスを提供することになるため、広域連合ごとにLASDECに対し、LGWAN-ASPの接続等の申請が必要になる。

また、LASDECに対し、広域連合電算処理システムのLGWAN-ASPの接続等の申請に当たって、特例として各広域連合設立準備委員会の名称での事前申込みを受け付けることが可能であることを確認している。

なお、LGWAN-ASPに関する詳細な申請方法については、LASDECのホームページ「<http://www.lasdec.nippon-net.ne.jp/>」を参照されたい。また、問い合わせについては、原則、メール(メールアドレス lgwan-asp@lasdec.or.jp)で行うこと。

(問36) 広域連合電算処理システムの導入に伴い、広域連合及び市町村に設置するサーバ等は補助対象となるのか。

また、市町村に設置する窓口サーバ等については、広域連合において一括して調達するのか。

(答)

広域連合電算処理システムに必要なサーバ等については、市町村に設置するものも含め、地方交付税で措置する方向で調整を行っている。

また、サーバ等の調達に要する経費は、広域連合設置分も含め、一旦、市町村に交付され、市町村から分賦金として広域連合に納められることになるが、サーバ等の調達については、各広域連合の実情に応じて対応していただければよいと考えている。

(問37) 9月22日の全国老人医療担当課長会議の保険局総務課老人医療企画室資料の33ページ「平成19年度概算要求(高齢者医療制度関係)の概要」Ⅱ要求事項の(1)

①住基情報等提供システム開発及び②後期高齢者医療制度保険料徴収システム開発、(2)保険料徴収システム開発に係る「システム開発費補助」はどの程度の範囲の経費が含まれているのか。

- a 既存のシステム改修経費
- b システム開発・改修に係るハードウェア経費
- c 設定費・機器工事費
- d 回線工事費

(答)

高齢者医療制度の創設に伴う市町村におけるシステム開発については、①住基情報等の提供、②後期高齢者医療制度の保険料徴収、③国民健康保険の保険料徴収に係るシステム開発(①～③ともに、新規又は既存システムへの機能追加)の費用を補助対象としている。

(問38) 同上資料の33ページ「平成19年度概算要求(高齢者医療制度関係)の概要」Ⅱ要求事項の(3)広域連合サーバールーム構築・ネットワーク設定等工事経費等補助について、広域連合に設置する機器類のサーバールーム構築、ネットワーク設定に必要な経費等と記載しているが、補助対象となる「ネットワーク設定」とは、具体的にどの部分のものを指すのか。(広域連合と市町村間のものか、広域連合内のものか、市町村内のものか)

(答)

広域連合電算処理システムの導入に伴い、広域連合と市町村間で使用するネットワーク機器の初期設定等に要する経費である。

(問39) インターフェイス仕様等が確定するのはいつ頃か。

(答)

「後期高齢者医療広域連合電算処理システム概要(未定稿)」の73ページのスケジュールでは19年3月としているが、できるだけ早期に提示したいと考えている。

(問40) 「後期高齢者医療広域連合電算処理システム概要(未定稿)」の11ページ3.2.1資格管理業務機能概要(1)資格管理の資格取得欄において、「市町村において、窓口端末より登録した内容にて、即時に、被保険者証の引渡しを行う。」旨の記載があり、一方、49ページ5.2データ授受周期No.1の日時において、「当日の業務終了後に一括送付」と記載されており、どのように即時引き渡しを行うのか。即時に引渡しする被保険者証の住所や氏名は、その場で窓口端末に入力するのか。

(答)

即時に被保険者証の引渡しを行う場合は、窓口端末で必要項目を入力することを想定している。

なお、制度施行時及び経常時における75歳到達時においては、市町村から提供していただく74歳以上の者に関する住基情報等を活用して、資格取得時に被保険者証の引渡しを行う予定としている。

(問41) 「後期高齢者医療広域連合電算処理システム概要(未定稿)」の33ページ4.2.4市町村内のハードウェアのスペック(3)プリンタのスペック表4-19について、電子公印はモノクロ出力でも可能か。

また、市町村によっては、既に、電子公印印刷のためのカラープリンタを設置しているところもあり、そういう場合は他の業務と共有して使用することは可能か。

(答)

公印について、電子公印を使用した場合に黒字印字で問題がないと広域連合が判断したならば、モノクロ出力でも問題はない。なお、プリンタの仕様については、被保険者証の様式・材質などによっては変更になる可能性がある。

また、実運用上は他の業務と共有することは可能である。

(問42) また、出力帳票について、項目の出力変更を行い、広域連合独自の帳票に出力することは可能か。

(答)

広域連合独自の帳票出力については、カスタマイズにて可能とするが、カスタマイズ可能な帳票の種類、変更できる範囲などについては検討中であり、追ってお示しする。